

○厚生労働省告示第三百六十八号

独立行政法人医薬品医療機器総合機構法（平成十四年法律第九十二号）第四条第五項第一号の規定に基づき、医薬品副作用被害救済制度の対象とならない医薬品（平成十六年厚生労働省告示第百八十五号）の一部を次のように改正する。

平成二十五年十二月六日

厚生労働大臣 田村 憲久

第百二十五号中「〇・五mgカプセル製剤及び一・〇mgカプセル製剤」を「〇・五mg錠剤、〇・五mgカプセル製剤、一・〇mg錠剤、一・〇mgカプセル製剤、一・五mg錠剤及び三・〇mg錠剤」に改める。